

産業課からのお知らせ

消費生活相談実績を報告します。

八百津町消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は、平成25年度は16件、平成26年度は14件となっています。両年度共に「送りつけ商法」「架空請求」「訪問販売」などの相談が多く寄せられました。役場本庁2階には消費生活相談室を設置していますので、消費生活でお困りのことがあればご相談ください。相談者のみなさんと共に考え解決に向けてお手伝いをします。町は、関係機関との連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めています。

- 相談日時 月～金（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- 電話による相談 役場2階 産業課 地域振興係
☎43-2111（内線2252）
- 相談開設日以外の相談 消費者ホットライン
☎0570-064-370
- 岐阜県の相談窓口 県民生活相談センター（月～土）
☎058-277-1003
中濃振興局 月、火、木、金
☎25-3111（内線212）

□消費者行政についての町長表明

「送りつけ商法」「架空請求」「訪問販売」など消費者を狙う悪質商法は後を絶ちません。特に高齢者が被害やトラブルに遭うケースは年々増加の傾向にあり、一人暮らしの高齢者などはその被害に遭いやすくなっています。また、インターネットを利用した取引が増加し利便性が向上する一方で、それに関連するトラブルも多く発生しています。

八百津町では、町民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、被害の未然防止と被害発生後の適切な対応のため、今後も継続的に消費生活相談体制の充実に努めるとともに、地域や関係機関との連携を深めながら悪質商法を排除する取り組みを進めていきます。また「消費者教育の推進に関する法律」を踏まえ、自立した賢い消費者の育成に消費者行政の分野からも取り組んでまいりたいと考えています。

平成27年3月20日
八百津町長 赤塚 新吾

産業課からのお知らせ

八百津町新築住宅建設等奨励金について

町では定住促進と地域活性化のために、町内に住宅を新築する方または新築家屋を購入し生活を始められた方に対して、奨励金20万円を交付しています。

- ＜奨励金の対象者＞（以下のすべてに該当される方）
- ・平成25年4月1日～平成28年3月31日までの間に、町内に住宅を新築または新築家屋を購入し、入居された方。
 - ・申請時に、新築住宅に住居登録があり、生活している方。
 - ・申請者および同居者に町税およびこれに準ずる納付金に滞納がない方。

＜奨励金の対象住宅＞

- ・新築後1年以内の一戸建て専用住宅または玄関・台所・浴槽・便所・居室がある店舗等の併用住宅であること。（附属屋、店舗、倉庫、工場、車庫および別荘等一時的に使用するもの、アパートなど賃貸を目的とした建物は除きます。）

- ・新築または購入される住宅の床面積が50㎡以上であること。

＜奨励金の手続き＞

- ①奨励金交付申請
奨励金対象住宅に入居後に「新築住宅建設等奨励金交付申請書」を記入し、添付書類を添えて提出してください。審査、現地確認後に「新築住宅建設等奨励金交付決定通知書」が送付されます。
- ②奨励金の請求
「新築住宅建設等奨励金交付決定通知書」が送付されましたら、「新築住宅建設等奨励金交付請求書」を記入し提出してください。後日指定された口座に奨励金が振り込まれます。

□お問い合わせ

役場2階 産業課 地域振興係
☎43-2111（内線2252）